（公社）東京湾海難防止協会
令和３年度 第１回 千葉地域連絡会

航行安全課からの連絡事項

千葉海上保安部
JAPAN COAST GUARD

『海難防止指導の普及・安全意識の高揚』

運動方針

- 砂浜、磯場が点在　⇒　遊泳・釣り・貝採り等のマリンレジャーの活動は年間
- マリーナ等が点在　⇒　多くプレジャーボートが活動
- 千葉港（危険物荷役量、危険物荷役隻数が全国1位）、木更津港（危険物荷役量14位）
  ⇒　多くの危険物積載船（タンカー）が入港
- 台風等の接近時　⇒　沖合に多くの船舶が錨泊

重点事項

- マリンレジャーに対する海難防止
- プレジャーボートに対する海難防止
- タンカー、貨物船の海難防止

運動期間・実施事項

- 令和3年4月17日-5月6日（春の事故ゼロキャンペーン）
  ・マリンレジャーに対する海難防止・プレジャーボートに対する海難防止
- 令和3年5月11日-5月31日（霧海難ゼロキャンペーン）
  ・タンカー、貨物船の海難防止
- 令和3年6月10日-6月30日（台風海難ゼロキャンペーン）
  ・タンカー、貨物船の海難防止・プレジャーボートに対する海難防止
- 令和3年7月16日-8月31日（夏の事故ゼロキャンペーン）
  ・マリンレジャーに対する海難防止・プレジャーボートに対する海難防止
- 令和3年10月1日-10月10日（秋の事故ゼロキャンペーン）
  ・マリンレジャーに対する海難防止・プレジャーボートに対する海難防止

千葉海上保安部 ホームページ

令和2年千葉海上保安部管内海難発生状況【船舶事故】

海域	船種	種類
千葉	貨物船・タンカー　12隻（48%）	衝突13隻（貨物船・タンカー 10隻）
木更津	プレジャーボート　14隻（93%）	運航不能7隻・乗揚6隻
館山	プレジャーボート　7隻（58%）	運航不能 5隻

船種別

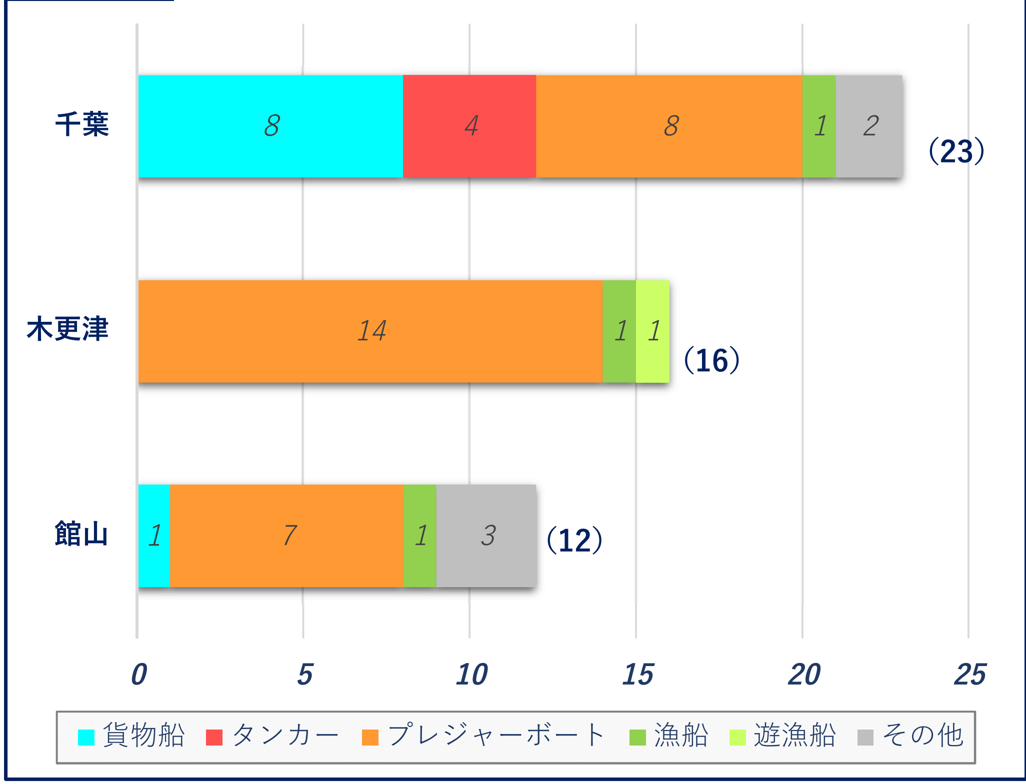

種類別

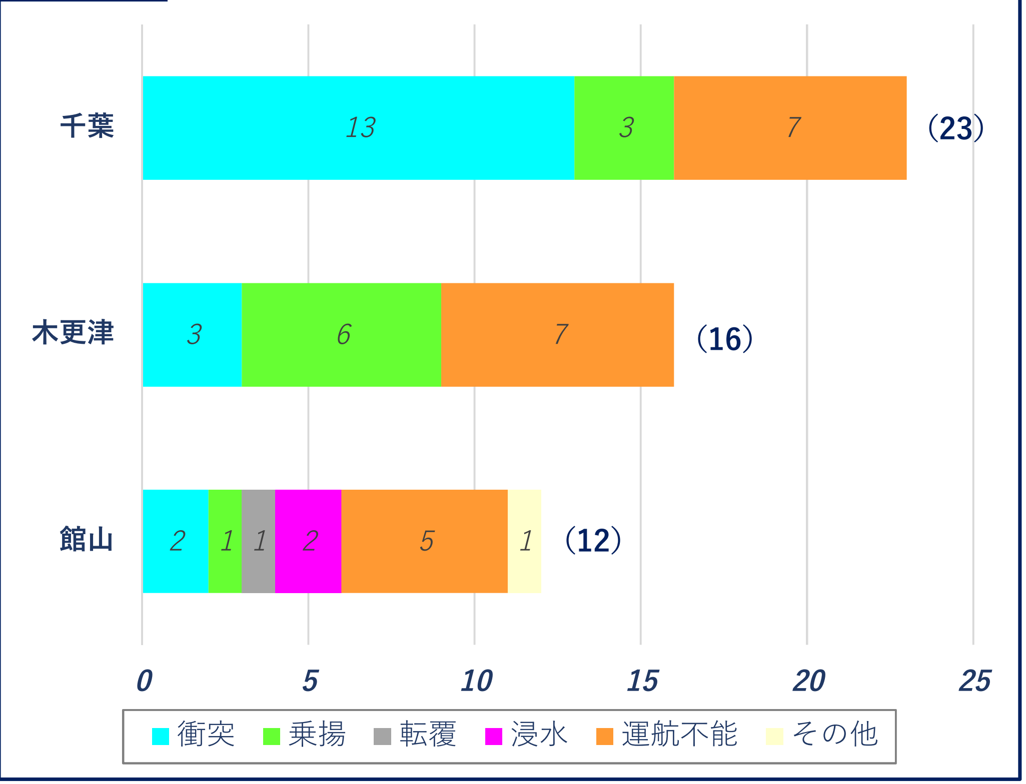

令和2年千葉海上保安部管内海難発生状況【船舶事故】

船種	種類	原因
プレジャーボート	運航不能 16隻（55%）	見張り不十分 9隻
貨物船・タンカー	衝突 11隻（85%）	他船の過失 5隻
漁船・遊漁船・その他	衝突 4隻（44%）	操船不適切 4隻

船種別

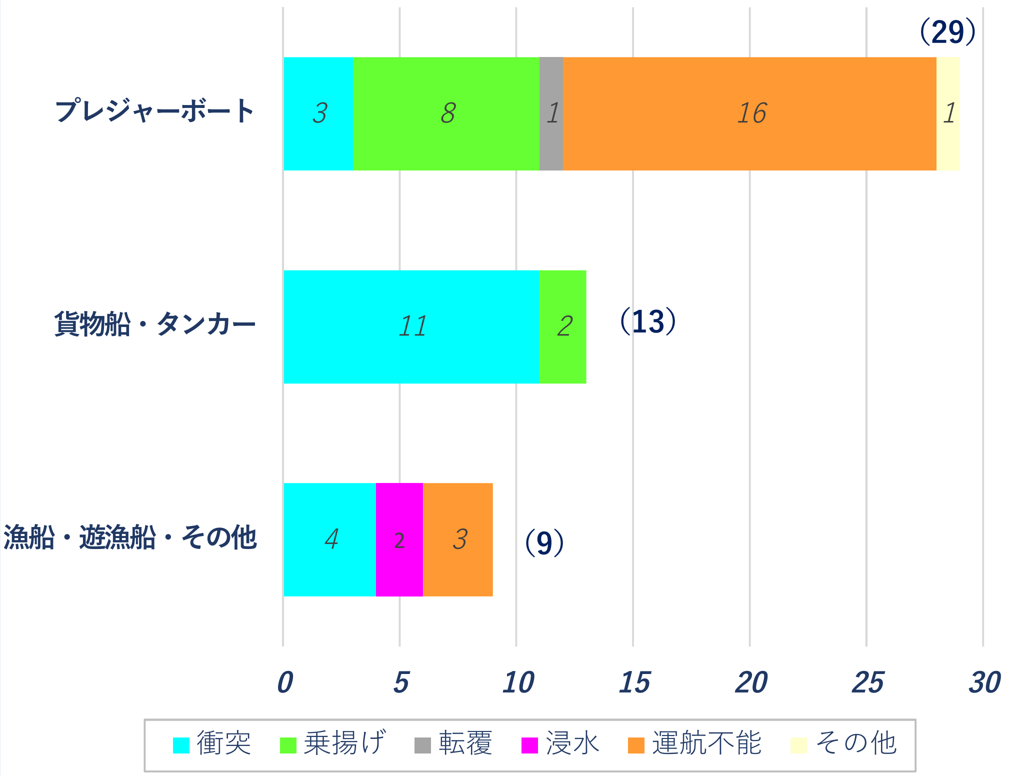

原因別

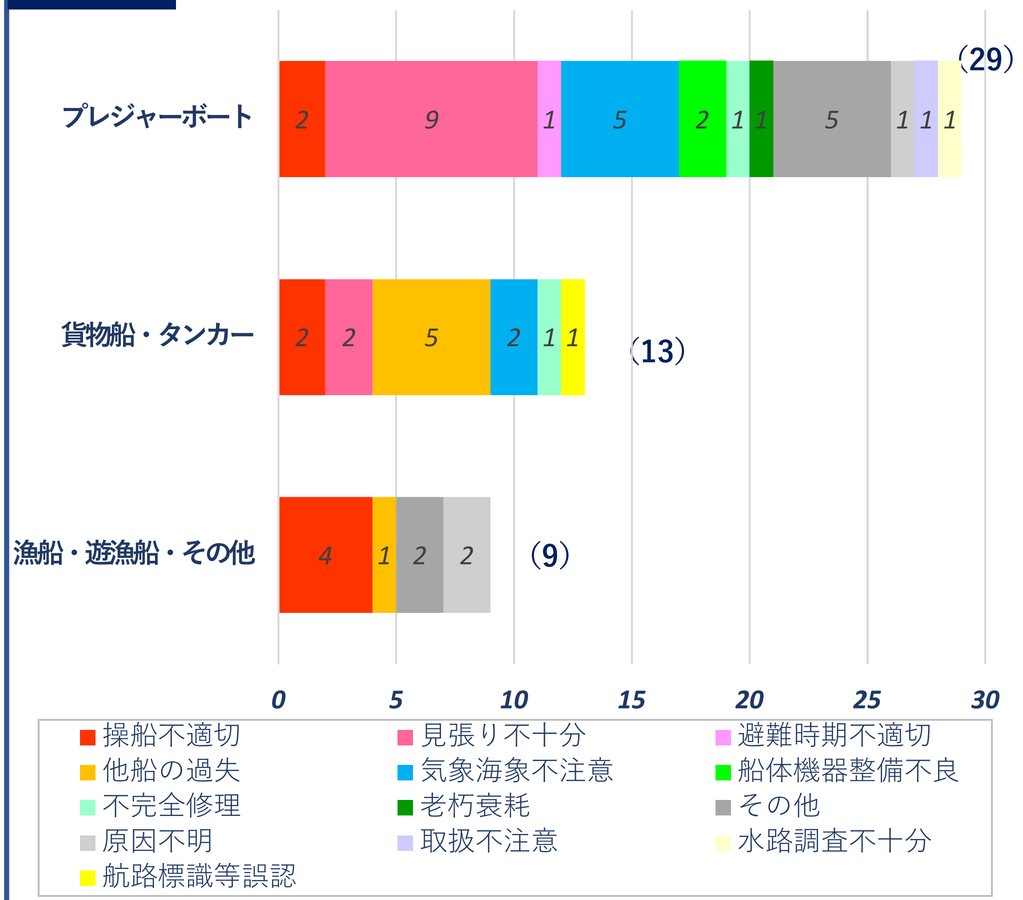

令和2年千葉海上保安部管内海難発生状況【人身事故】

千葉海上保安部

マリンレジャーに伴う海浜事故	マリンレジャー以外の海浜事故	船舶海難によらない乗船中の人身事故	船舶海難による乗船中の人身事故	総計
27人（6人）	8人（6人）	7人（1人）	1人（1人）	43人（14人）

マリンレジャーに伴う海浜事故

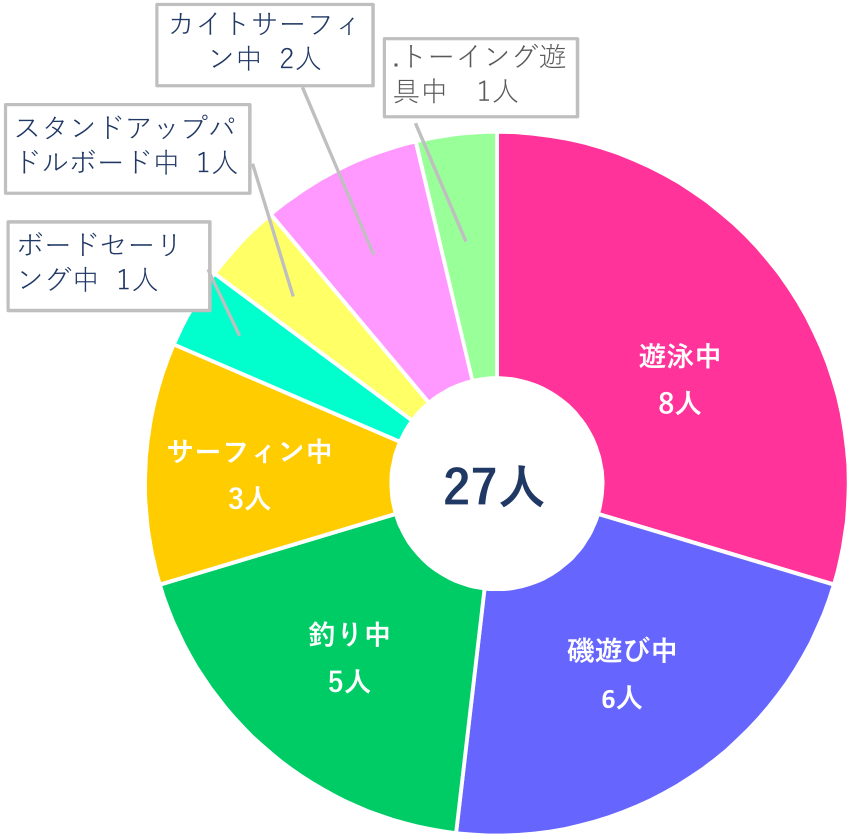

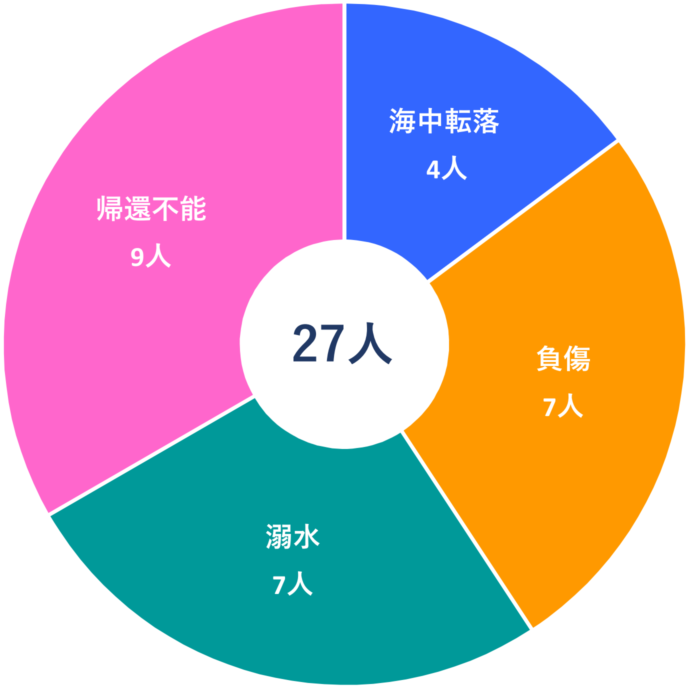

千葉海上保安部では、子供の海浜事故を防止するため安全啓発ポスターを作成

事故防止の合言葉

『その手を離すな』
子供の事故は「親の手」で減らせます。

子供の事故の殆どが保護責任者の監視不十分である「**ちょっと目を離した隙に**」です。

子供の事故をなくすために親御さんたちの「**手**」をお貸しください。

（公財）海上保安協会【公式】Twitter掲載、千葉海上保安部管内の学校から生徒等への配布、商業施設、公共交通機関等35団体の協力が得られ、概ね200か所以上に掲示されています。

第三管区海上保安本部長が発令する湾外避難・入湾回避勧告

千葉海上保安部

特に勢力の大きな台風の直撃が予想される場合、高リスク船等に対し「湾外避難」及び「入湾回避」を勧告

❶「海上保安庁長官による港長権限の代行制度」の創設
- 長官が港長に代わって、港外への避難を勧告・命令
- 海交法の勧告と一体的な運用が可能に

❷ 海上交通安全法に定める「協議会」を設置
- 様々な関係者等を協議会の構成員として、湾外避難の円滑な実施等の必要な協議を実施

【イメージ図】

※ 港長権限の代行制度により
　　一体的な湾外避難勧告へ

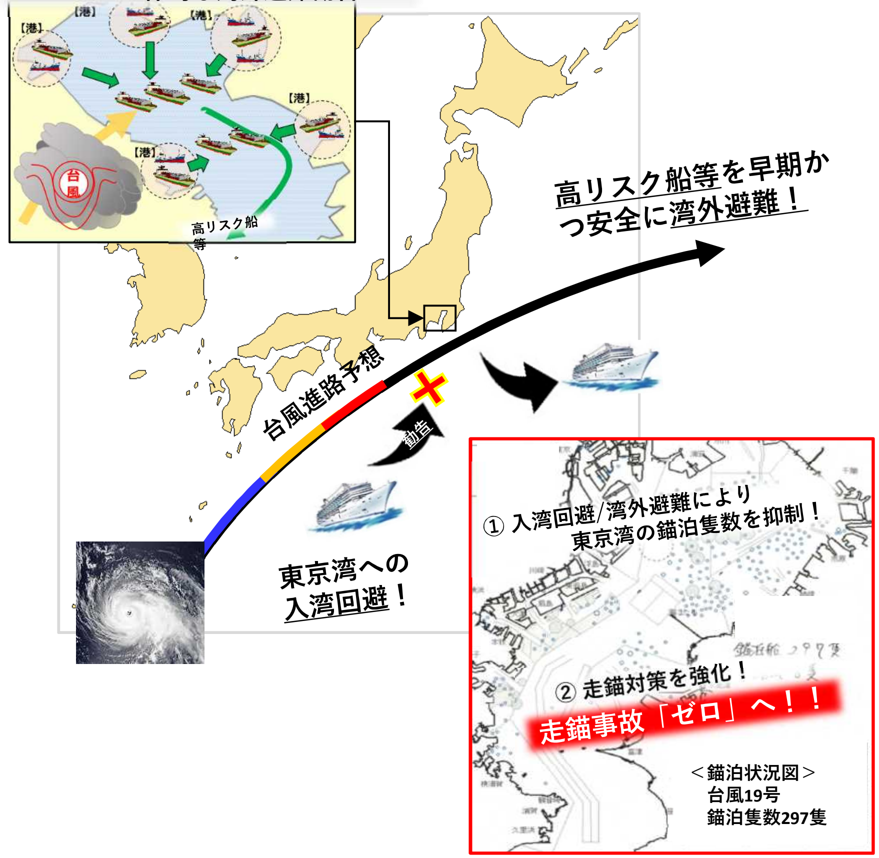

【発令・判断基準】

- 台風の接近により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合
- 気象庁発表の台風５日間予報に基づき判断

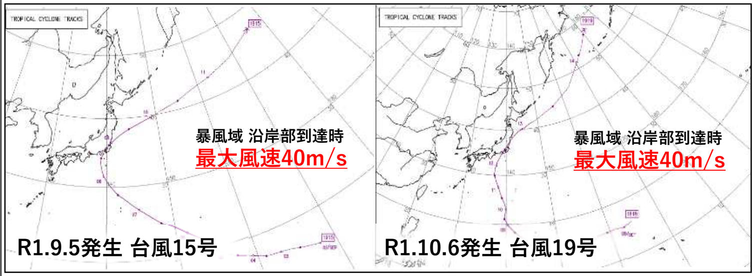

気象庁ＨＰより

【対象船舶（高リスク船等）】

- 自動車運搬船、ｺﾝﾃﾅ船、ｶﾞｽﾀﾝｶｰ、ﾀﾝｶｰ ➡ 160m以上
- 客船・ﾌｪﾘｰ、貨物船 ➡ 200m以上
- 特別危険物積載船
- 空船（積荷積載率10%以下の船舶）

※ 「限定近海」以下の航行区域を有する内航船／貨物・旅客定期航路事業に従事する内航船については適用除外（条件有）
入湾回避も同様

※ 積荷積載率＝現在の積荷積載量÷載貨重量トン×100

- 東京湾の入湾回避については全船が対象

【発令・解除時期】

※ 入湾回避の全船拡大は、強風域到達12h前を想定

- 発令 ・・・ 台風の強風域が到達する2日前を目安
- 解除 ・・・ 気象庁が発表する暴風警報の解除後を目安

※ 勧告運用海域の気象・海象の現況等を総合的に考慮して判断

令和3年6月24日改正

千葉港台風・津波等災害防止要綱 改正

3　勧告等の連絡

（１）委員は、千葉港長が警戒体制等について勧告等したときは、別表1、別表1－2または別表1－3船舶等の措置欄に定める措置の円滑な遂行を図るため、別に定める台風等対策情報連絡系統に従い速やかに関係者に勧告等の内容を連絡するものとする。

　また、千葉港長等から別表2に掲げる方法により勧告等の情報が周知されるので、関係者に対しテレビ・ラジオ等を含め、必要な情報の入手に努めるようあわせて周知指導するものとする。

（２）　略

（３）　略

（４）**委員は、第三管区海上保安本部長が湾外避難・入湾回避勧告を発令したときは、（１）で定める台風等対策情報連絡系統に従い速やかに関係者に勧告の内容を連絡するものとする。**

（５）委員は、**第三管区海上保安本部長**、千葉港長が勧告等を解除したときは、台風・津波等対策情報連絡系統に従い関係者にその旨を連絡するものとする。

令和3年7月1日改正

木更津港台風津波等災害防止要領 改正

2　台風対策

警戒体制発令については、委員会会則第５条に基づいて委員会を招集するものであるが、概ね次のとおりとする。

（１）第一警戒体制　木更津港に強風圏（風速15m以上）到達4時間前

（２）第二警戒体制　木更津港に強風圏（風速15ｍ以上）到達2時間前

ただし、台風の来襲により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合には、通常の第一体制及び第二体制を前倒すものとする。

この場合、海上交通安全法に基づき組織された東京湾台風等対策協議会により協議を踏まえ、第三管区海上保安本部長から東京湾内の高リスク船等に対する勧告（東京湾外避難等）が、台風来襲の２日程度前に発出される。

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

千葉海上保安部

南海トラフ地震の想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震（先発地震）等の発生

発生直後

【気象庁】南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

最短2時間程度

【気象庁】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）　発表

【千葉港長】
南海トラフ地震警戒強化 発出

【気象庁】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）　発表

【千葉港長】
南海トラフ地震注意 発出

1週間経過

【気象庁】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）自動解除
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）自動切換

【千葉港長】
南海トラフ地震警戒強化 解除
南海トラフ地震注意 発出

【気象庁】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）自動解除

【千葉港長】
南海トラフ地震注意 解除

1週間経過

【気象庁】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）自動解除

【千葉港長】
南海トラフ地震注意 解除

※　千葉港長から津波対策発令中の場合は、千葉港長からの本勧告は発出しない。

令和3年6月24日改正

千葉港台風・津波等災害防止要綱 改正

別表1-3　警戒体制表（地震・津波対策）

区分	発令の時期	船舶等の措置
津波第一警戒体制	気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合	別表３「津波等に対する対応措置表」に定める措置を実施すること。
津波第二警戒体制	気象庁から、東京湾内湾に津波警報、大津波警報が発表された場合	
巨大地震警戒	気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	
巨大地震注意	気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	

津波等に対する対応措置表

区　分		津波来襲までの時間的余裕	船　舶　の　対　応						工事・作業等
			港　内　着　岸　船			錨泊船・浮標係留船（小型船を除く）	航　行　船	航行船・錨泊船	
			大型船、中型船（漁船を含む）		小型船				
			危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	プレジャーボート、小型漁船等		大型船、中型船（漁船を含む）	小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	港外退避準備若しくは港外退避							
南海トラフ地震注意	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	港外退避準備							
注意事項		※　気象庁の津波注意報、津波警報、大津波警報発表時点をもって、港長からの勧告情報を待つことなく自主的に避難体制を講じること。 ※　ＶＨＦ装備船は常時ＶＨＦを聴守（国際ＶＨＦ　１６ｃｈ）し、ＡＩＳ搭載船は常時ＡＩＳを作動させ、維持すること。 ※　津波に関する情報等について、可能な限り入手に努めること。 ※　南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 ※　上記の表にとらわれず人命の安全を第一とし、状況に応じた最善の措置を講じること。							

港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港外退避準備：退避に必要な支援体制、岸壁管理者の対応、荷役の対応に関する確認する。

令和3年7月1日改正

木更津港台風津波等災害防止要領 改正

南海トラフ地震に対する船舶対応表

港長対応	南海トラフ地震臨時情報種別	取るべき措置（全船共通）
情報伝達	調査中	今後の気象庁の発表情報に留意
注意喚起	巨大地震注意 （発表発間：原則1週間）	南海トラフ地震情報の入手 連絡系統、避難方法、避難場所の確認
勧告	巨大地震警戒 （発表発間：原則1週間）	関係者との対応の確認、南海トラフ地震情報の入手、津波発生時の避難に必要な支援体制が整わない場合は自主的に早期避難

東京港内海上警備への協力のお願い！

【凡例】

- 航行自粛海域
  ※同海域内は航行を自粛してください。
- 停留自粛海域
  ※同海域内では停留（錨泊・漂泊を含む）せず、速やかに通航してください。
- 東京2020組織委員会が占用する予定の海域
- エリア明示用灯浮標（黄色4秒1閃光）
- 臨海部競技会場等

航行自粛海域・停留自粛海域の設定期間

	2021年7月		8月		9月	
	7/13 選手村 開村	7/23 オリンピック 開会式	8/8 オリンピック 閉会式	8/24 パラリンピック 開会式	9/5 パラリンピック 閉会式	9/8 選手村 閉村
海域 A	7/13～9/8【期間中灯浮標設置】					
海域 B	7/13～9/5【期間中灯浮標設置】					
海域 C		7/23～8/8【期間中灯浮標設置】				
上記以外		7/23～8/8【期間中灯浮標設置】		8/24～9/5【期間中灯浮標設置】		

※今後、設定期間が変更となる場合がありますので、最新の情報は、第三管区海上保安本部のホームページをご確認願います。（URL は裏面に記載）

◎「自主警戒の強化」と「船舶管理の徹底」を

- 不審物・不審事象の早期発見のための巡回
- 不審者の侵入防止策などの対策
- 船の盗難及び不正使用防止のため、施錠、キーの確実な保管

◎ 不審事象を発見したら「118番」に通報を

- 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- 船が盗まれた。
- 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。